



令和8年度 福岡市職員募集案内 上級(先行枠)

行政事務(行政)、行政技術(土木、建築、電気、機械)

令和8年3月2日
福岡市人事委員会

求める人材像 「市民から信頼される人材」

福岡市が求める人材は、市民全体の奉仕者として、市民の声に耳を傾け、市民に説明責任を果たすことができるコミュニケーション力を持ち、市民や職場の仲間たちと信頼関係を築き、困難な状況にあっても、責任感と積極性をもって自分に課せられた仕事に取り組むことができる人です。

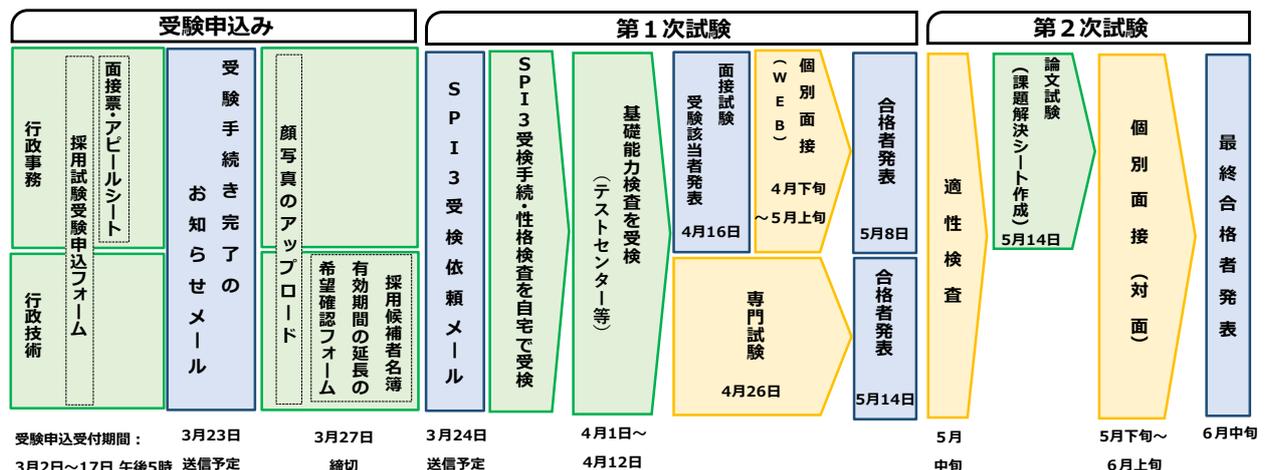
令和8年度 先行枠試験の変更点

◎上級行政技術(土木、建築、電気、機械)の受験可能年齢を20歳に引き下げます。
高等専門学校の5年生や短期大学の2年生の方が、現役で上級職を受験できるようになりました。
また、大学生の方も、早くて2年生から受験できるようになりました。在学中の学校(大学、大学院等)を正規の修業年限で卒業・修了するまでの間、採用を猶予(最大2カ年)しますので、その間、学業に専念できます。(採用の猶予について、詳しくは11~13ページをご覧ください。)

主な日程

第1次試験日	【教養試験:SPI3(基礎能力試験)】 4月1日(水)~4月12日(日) ※ 受験者が選択する日 会場:全国のテストセンターやオンライン会場 ※ 事前の予約が必要 【専門試験】4月26日(日) 会場:福岡市役所 ※ 「行政技術」の区分のみ
受付期間	3月2日(月)午前9時~3月17日(火)午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ 福岡市職員募集ホームページの「採用試験受験申込サイト」から申し込んでください(詳細は7~9ページを参照) https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/dennshishinseimousikomi.html 申込みはこちらから 

試験の流れ



1 募集区分、採用予定人員及び職務の概要

募集区分		採用予定人員	職務の概要	採用予定日
上級行政事務	行政	44 人	市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で事務に従事します。	原則、令和9年4月1日
上級行政技術	土木	13 人	市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で施設・設備の設計、施工監督、維持管理等の業務に従事します。 ※土木・電気・機械は、深夜勤務を含む交替制勤務になる場合があります。	原則、令和9年4月1日 ※ただし、在学中の学校(大学、大学院等)を正規の修業年限で卒業・修了することを理由に名簿登載期間の延長を希望する人で、人事委員会が認める人については、原則、令和10年4月1日又は令和11年4月1日に採用予定とします。
	建築	5 人		
	電気	6 人		
	機械	3 人		

- ※ 採用予定人員は、変更になることがあります。
- ※ 申込日現在で福岡市職員(任期の定めのない正職員)である人及び福岡市職員採用候補者名簿(又は選考合格者名簿)に登載されている人は受験できません。
- ※ 受験申込みは一人一つの募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- ※ 受付期間終了後は、募集区分の変更はできません。

重要

※ 先行枠試験への受験申込みが完了した人は、令和8年度の公務員経験者採用選考、6月に実施する上級採用試験等及び社会人経験者採用選考における全ての募集区分への受験申込み(併願)はできません。

人事委員会事務局が「採用試験受験申込フォーム」及び「面接票・アピールシート(行政事務のみ)」の内容を審査した後に、「受験手続き完了のお知らせメール」を送信した時点(3月23日(予定))で受験申込みが完了となります。

申込みが完了し、本試験を欠席した場合も同様に6月に実施する試験は受験できません。申込時のメールアドレスの登録誤りやメールの受信設定などにより申請者に「受験手続き完了のお知らせ」メールが届かなかった場合にも、申込みが完了したものとみなします。申込みの流れは、7～9ページをご確認ください。

※ 上級行政事務(行政)及び上級行政技術(土木、建築、電気、機械)の採用試験は、「先行枠」と「一般枠」があり、「一般枠」の第1次試験は、6月21日(日)に実施予定です。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 募集区分の受験資格に該当する人

受 験 資 格		
上級行政事務	行政	次のいずれかに該当する人 ① 平成9(1997)年4月2日から平成17(2005)年4月1日までに生まれた人 ② 平成17(2005)年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 大学(短大※を除く。)を卒業した人又は令和9(2027)年3月31日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアに掲げる資格と同等の資格があると認める人
	土木 建築 電気 機械	次のいずれかに該当する人 ① 平成9(1997)年4月2日から平成19(2007)年4月1日までに生まれた人 ② 平成19(2007)年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 大学(短大※を除く。)を卒業した人又は令和9(2027)年3月31日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアに掲げる資格と同等の資格があると認める人

※ 大学、短大とは、それぞれ学校教育法に基づく大学、短期大学、その他これに相当すると人事委員会が認めるものをいいます。

(2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条(抄)】

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(3) 次のいずれかに該当する人

- ・日本国籍を有する人
- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 公務員に関する国の基本原則(内閣法制局)を踏まえ、外国籍の方は採用後、担当できる職務等に制限があります。詳しくは、福岡市職員募集ホームページをご確認ください。

3 試験方法

大学卒業程度の試験を次のとおり行います。

(1) 試験科目・配点・内容

試験科目		配点		内容
		行政事務	行政技術	
第1次試験	教養試験 〔SPI3 (基礎能力検査)〕	100	100	公務員として必要な基礎能力(言語的理解、論理的思考、数量的処理能力といった知的能力)についての試験を行います。 ※面接の参考とするため、性格検査を実施します。
	専門試験	—	100	各募集区分に必要な専門知識及び能力についての5肢択一式による筆記試験を行います。 (120分・30問)
	面接 (Web)	270	—	個別面接(Web)を行います。 ※「アピールシート」による自主的アピールを含みます。
第2次試験	論文 〔課題解決 シート作成〕	20	—	論文試験(課題解決シート作成)を行います。 (60分・600字程度)
	面接 (対面)	180	120	個別面接(対面)を行います。 ※行政事務のみ「論文(課題解決シート)」の説明を含みます。 ※面接の参考とするため、適性検査を実施します。

- ※ 行政事務の第1次試験面接試験受験該当者は、教養試験(SPI3(基礎能力検査))の結果により決定します。SPI3の受検手続の詳細は、10ページを確認してください。
- ※ 第1次試験の合格は、第1次試験科目の総合成績により決定しますが、一定の基準(点)を満たさない試験科目がある場合は不合格となります。
- ※ 最終合格は、第2次試験科目の総合成績のみにより決定し、第1次試験の成績は反映されません。また、一定の基準(点)を満たさない試験科目がある場合は不合格となります。
- ※ 適性検査を含め、受験していない試験科目がある場合は不合格となります。
- ※ 試験に際して取得した個人情報、福岡市人事委員会において適正に管理します。なお、試験等の実施に当たり、関係機関へ申込フォーム記載の氏名等の個人情報を提供します。

(2) 専門試験の出題分野(※行政技術のみ)

募集区分		出題分野
上級行政技術	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備、建築施工
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
	機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

(3) 評定基準

試験科目	評定基準
論文 (課題解決シート作成) ※行政事務のみ	<p>公務員に必要な文章表現力として、論理性・構成力、表現力の観点から評定します。</p> <p>福岡市の問題や課題について、自身の知識・経験を踏まえ提案する「課題解決シート」を作成していただきます。正式な論文課題は、試験当日に会場で発表します。</p>
面接	<p>コミュニケーション力、情緒安定性、協調性・関係構築力、責任感・積極性の観点から評定します。</p> <p>※行政事務は上記に加え課題設定力、説明・説得力も評定します。</p>

4 試験の日程・会場・合格発表

日程等は変更になる場合があります。最新の情報は、福岡市職員募集ホームページで随時確認してください。

<第1次試験>

募集区分	試験日程等	合格発表〈午前10時〉	
行政事務	教養試験(SPI3(基礎能力検査)) 4月1日(水)~4月12日(日)のうち 各受験者が選択する日時・会場(※)	面接試験 受験該当者発表 4月16日(木)	福岡市職員募集 ホームページ ※合格発表日の当日に必ずご確認ください。 ※面接試験受験該当者及び合格者には、別途『マイページ』で詳細をお知らせします。
	面接(Web) 4月22日(水)~5月1日(金)のうち 一日を指定	第1次合格者発表 5月8日(金)	
行政技術	教養試験(SPI3(基礎能力検査)) 4月1日(水)~4月12日(日)のうち 各受験者が選択する日時・会場(※)	第1次合格者発表 5月14日(木)	
	専門試験 4月26日(日) 会場:福岡市役所		

- ※ 基礎能力検査の受験を希望する日時・会場を事前に予約してください。
 ※ 面接の参考資料とする「性格検査」は自宅等で事前に受験してください。

<第2次試験>

募集区分	試験日程等	合格発表〈午前10時〉	
行政事務	論文試験 5月14日(木) 会場:福岡市内(※)	最終合格者発表 6月11日(木)	福岡市職員募集 ホームページ
	面接(対面) 5月下旬~6月上旬		
行政技術	面接(対面) 5月下旬~6月上旬	最終合格者発表 6月18日(木)	

- ※ 集合時間及び会場等は、第1次合格者宛に『マイページ』でお知らせします。
 ※ 最終合格者には、結果等を文書で通知します。

- 各試験の日時、会場、持参すべきものなどについては、**第1次試験面接試験受験該当者及び第1次合格者に『マイページ』内のメッセージで通知**します。発表日にメッセージが届かない場合は、**同日午後5時までに必ず人事委員会事務局へ連絡**してください。
- 合格発表を福岡市職員募集ホームページで確認できない場合は、電話で可否をお答えします。(募集区分・受験番号・氏名が必要です。)
- **試験への遅刻があった場合は、その後の試験を受験できない場合があります。**

5 受験手続

(1) 採用試験の申込み

事前に「@snar.jp」「@city.fukuoka.lg.jp」「@port.ne.jp」「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。(登録するメールアドレスについて、10 ページ(3)を必ず確認してください。)

<p>受付期間</p>	<p>3月2日(月)午前9時～3月17日(火)午後5時 ※受信有効 ※ スマートフォンからも申込みできます。</p>
<p>申込みの流れ</p>	<p>※ 詳しい手続方法は、下記ホームページに掲載する「採用試験申込手続きの流れ」に記載していますので、申請前に必ず確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡市職員募集ホームページの「電子申請による申込方法」から「採用試験申込サイト」へアクセスする。 2 「上級行政事務(行政)」又は「上級行政技術」を選択し、「プロフィール情報」を登録する。 3 登録したメールアドレス宛にメールが送信される。(メールは以後の手続きで必要となりますので削除しないでください。) 4 受信したメールに記載されているURLから『マイページ』にアクセスする。 5 『マイページ』から「採用試験受験申込フォーム」及び「面接票・アピールシート(※行政事務のみ)」を入力する。 6 期間内(～3月17日(火)午後5時)に5まで正常に終了した場合、受付期間終了後の3月23日(月)正午までに「受験手続き完了のお知らせメール」が送信される。(メールが届かない場合は、3月24日(火)正午までに人事委員会事務局任用課へ電話で問い合わせてください。) 7 『マイページ』から顔写真をアップロードする。 8 『マイページ』から「採用候補者名簿有効期間の延長の希望確認フォーム(※行政技術のうち採用の猶予を希望する人のみ)」を入力する。 <div style="text-align: center;">  <p>←福岡市職員募集ホームページ「電子申請による申込方法」 https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/dennshishinseimousikomi.html</p> </div>
<p>提出物</p>	<p>入力・提出期限 (いずれも『マイページ』から入力・提出)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①「採用試験受験申込フォーム」の入力 ②「面接票・アピールシート」の入力 (※行政事務のみ) ⇒ 3月17日(火) 午後5時 (受信有効)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③「顔写真」のアップロード ※縦横比4:3 ※令和7年9月以降に撮影した上半身・正面脱帽のもので、背景が無地のもの ※ファイル形式:JPG/JPEG/GIF/BMP/PNG ファイルサイズ:3MB まで</p> <p>④「採用候補者名簿有効期間の延長の希望確認フォーム」の入力 (※行政技術のうち、採用の猶予を希望する人のみ) ⇒ 3月27日(金) 午後5時 (受信有効)</p> </div> <p>提出上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> ①・③・④は、提出後の変更は原則できません。 ②は、提出後も、受付期間内であれば、『マイページ』から各自で内容変更が可能です。

※ 申込みは一人一つの募集区分に限ります。受付期間終了後は、募集区分の変更はできません。

※ 以下の場合、受験申込みが無効となることがあります。

- ・ 重複して申し込んだ場合
- ・ 「採用試験受験申込フォーム」と「面接票・アピールシート(※行政事務のみ)」が適正に提出されない場合
- ・ 提出内容に不備等がある場合(原則として申込期間中に事務局から連絡はしません。)
- ・ 提出内容が空白や無意味な文字の羅列等と判断される場合

※ 障がい等のある人で、受験上の配慮(車いすの使用、問題の拡大など)を希望される人は、3月17日(火)午後5時までには必ず人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

※ 「受験手続き完了のお知らせメール」を受信し、申込手続きが完了した場合であっても、「顔写真」のアップロードが提出期限(3月27日午後5時)までに完了していない場合、本採用試験を辞退したものとみなします。なお、辞退の取扱いとなった場合でも6月に実施する上級採用試験等、社会人経験者採用選考及び令和8年度の公務員経験者採用選考への受験申込みはできません。

※ 「採用試験受験申込フォーム」及び「面接票・アピールシート」の入力・提出期限は午後5時(受信有効)です。保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間最終日には回線の混雑が予想されますので、期日に余裕を持って提出してください。なお、回線の混雑やサーバーエラー、機器や通信障害等によるトラブル等により、申込期間中に申込みが完了しなかった場合でも本市では一切の責任を負いません。

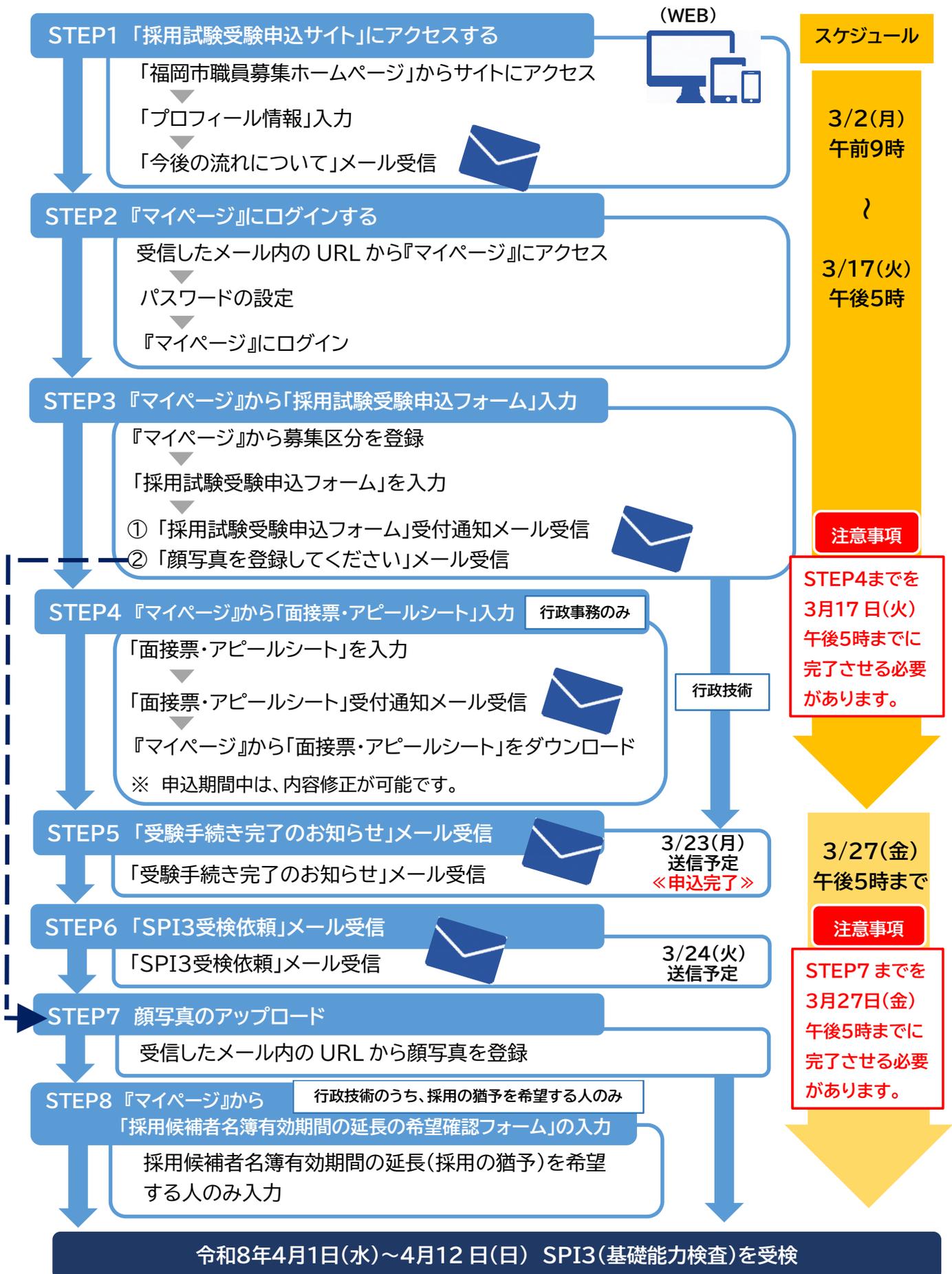
※ 「面接票・アピールシート」のフォームに入力した内容が、第1次面接及び第2次面接で使用する「面接票・アピールシート」の帳票に反映されます。帳票は『マイページ』からPDF形式でダウンロードすることができますので、入力内容に間違いがないか必ず確認してください。

受験申込みが完了した人には、3月24日(火)までに「SPI3受検依頼メール」を送信します。
その後、別途各自でSPI3受検手続きが必要です(10ページ参照)。

< 電子申請についての注意事項 >

- 福岡市職員募集ホームページの【電子申請による申込】に掲載している「採用試験申込手続きの流れ」や「採用試験受験申込みに関するQ&A」をよく読んで申込みしてください。
- 登録されたメールアドレス宛に送信します。メールが届かない場合は、下記(1)～(2)などの理由が考えられます。
 - (1)申請等が正常に到達していない。
 - (2)メールが迷惑メールに分類されている(ブロック・削除されている)。
- 各フォームの入力後、送信の前に申込内容の確認画面が表示されますので、必ず、全ての入力内容を確認してください。もし間違いがある場合には、修正をした上で送信してください。
- 行政事務については、『マイページ』登録・「採用試験受験申込フォーム」入力の時点ではまだ申請は完了していません。必ず「面接票・アピールシート」まで入力し、受付通知メールの受信を確認してください。
- マイページのログイン状態が長時間続くと、接続が切れ、入力中であっても提出ができない場合があります。入力に時間が掛かる場合は、こまめに一時保存をしてください。(一時保存の状態では、提出とはなりません。)
- 受付期間中に全ての受験申込み手続きが正しく完了していないと受験できません。

福岡市採用試験申込手続きの流れ



SPI3受検手続きの流れ

事前に「@port.ne.jp」及び「@arorua.net」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。(登録するメールアドレスについて、(3)を必ず確認してください。)

① 人事委員会事務局より「SPI3受検依頼メール」を受信(3/24(火)に送信予定)

② 選択可能な会場・日時から、テストセンター会場及び都合の良い日時を仮予約する。
(メールの受信後、すぐに予約可能です。)

③ 自宅等のパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受検する。※会場の予約が確定

④ 予約したテストセンター会場で「基礎能力検査」を受検する。(4/1(水)~4/12(日))

- ※ 「SPI3受検依頼メール」(3月24日(火)送信予定)が届かない場合は、3月27日(金)午後5時までに必ず人事委員会事務局へ連絡してください。
- ※ 4月12日(日)までに基礎能力検査を受検できなかった場合は失格となります。
また、日程によってはテストセンターの休業日もしくは満席のため受検予約できないことがあります。余裕を持って受検手続きを行ってください。
- ※ 基礎能力検査受検時に、本人確認書類(SPI3の受検票に記載された氏名と一致している顔写真付き身分証書(マイナンバーカード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート など)の原本(コピー不可))が必要です。本人確認書類がない場合、受検できません。基礎能力検査受検までにあらかじめ各自で準備しておいてください。本人確認書類、SPI3に関する注意点、持参物、テストセンター会場情報などについては、SPI3ホームページを参照してください。
- ※ 性格検査は、基礎能力検査受検前に自宅等で受検してください。
- ※ 初めてテストセンターで受検する場合はテストセンターIDを取得する必要があります。
SPI3ホームページ(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)の“よくあるご質問”→“1. テストセンターID取得”の欄を参照してください。
- ※ 第三者が受検を代行する(いわゆる替玉受験)等の不正行為が判明した場合は、直ちに失格とするとともに、警察に被害届を提出する場合があります。

(3) メールアドレスに関する注意事項

電子申請時にプロフィール情報として入力されたメールアドレスは、採用試験の受験申込手続き及び試験に関する連絡等のほか、SPI3の受検手続きにも使用します。申請が正常に到達していなかったり、メールアドレスの登録誤り等によりメールが受信できず、採用試験の申込みやSPI3受検ができなかった場合は、失格となります。電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。

① 以下のメールアドレスは、メールを受信できない可能性があります。

○携帯電話会社が提供するメールアドレス

○大学等が提供するメールアドレス

※ 携帯電話(フィーチャーフォン)は、SPI3の受検ができません。

② メールを受信設定を確認してください。

※ 事前に、以下のドメインの電子メールが受信できるように設定してください。

「@snar.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」(採用試験の受験申込み時に使用します。)

「@port.ne.jp」及び「@arorua.net」(SPI3の受検手続き時に使用します。)

※ パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、募集区分ごとに、人事委員会の作成する名簿に登載され、原則として令和9年4月1日に任命権者によって採用されます。行政技術の最終合格者のうち、令和10年4月1日又は令和11年4月1日の採用を希望し、人事委員会が認めた場合は、原則として採用前年度に、任命権者による選考等を経て採用を決定します。最終合格者については、採用手続き及び採用後の人事管理の必要性から、採用試験の申込等に関する書類(情報)を任命権者に提供します。
- (2) 受験資格を満たさないことが判明した場合又は提出書類の記載事項(電子申請の入力事項を含む。)に事実と異なる記載があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

7 給与等

(1) 初任給(給料+地域手当)

252,780円 (令和8年3月1日現在)

- ※ 上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。
(例:大学院修士卒の場合 263,230円)
- ※ このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給されます。
- ※ 採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) その他

勤務場所となる各施設の敷地内又は屋内は、原則全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 採用候補者名簿有効期間の延長(採用の猶予)について

(1) 対象者

上級行政技術(土木、建築、電気、機械)の最終合格者のうち、対象となる在学中の学校を正規の修業年限※で卒業または修了することを理由に名簿登載期間の延長を希望する人で、人事委員会が認める人
(※正規の修業年限であるかについては、入学日を起算日とし判断します。)

(2) 対象となる学校等

学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校

(3) 採用を猶予する場合の採用日

令和8年4月時点の学年(主なもの)	採用日(原則)
大学(4年制)の3年生、修士(2年課程)の1年目、博士後期(3年課程)の2年目 高等専門学校専攻科(2年課程)の1年生 等	令和10年4月1日
大学(4年制)の2年生、博士後期(3年課程)の1年目 等	令和11年4月1日

(4) 名簿登載期間の延長(採用の猶予)を希望する場合の手続き

受験手続きの際に、「採用候補者名簿有効期間の延長の希望確認フォーム」において、希望を申告してください。(受験手続きについては7~9ページを確認してください。)

(5) 提出書類

採用の猶予を希望する人は、第1次試験合格後に、在学中の学校が発行する在学(籍)証明書または成績証明書(入学年月が記載されたもの)を提出していただきます。必要に応じて追加で証明書類の提出をお願いする場合があります。書類を提出できない場合は、採用の猶予が認められない場合があります(合否に影響はありません)。

(6) 注意事項

- ・採用の猶予を希望するか否かによって、合否に影響はありません。
- ・留年又は中退により合格が取り消しになることはありません。ただし、中退した場合は、採用を猶予する理由がなくなりますので、予定より早く採用する場合があります。採用の猶予を認めた場合で、最終合格後に学校等を留年又は中退した場合は、速やかに任命権者に届け出てください。

◆◆◆◆採用候補者名簿有効期間の延長(採用の猶予)に関する Q&A◆◆◆◆

Q1:令和8年4月時点で大学4年生であり、大学院進学を検討中です。合格した場合、大学院(修士課程)を修了するまで猶予できますか？

A1:現に在学中の学校を卒業するために必要な場合なので、最終合格後に別の学校等に入学・進学する場合は対象外です。

Q2:令和8年4月時点で高等専門学校5年生であり、専攻科進学を検討中です。合格した場合、専攻科(2年課程)を修了するまで猶予できますか？

A2:現に在学中の学校を卒業するために必要な場合なので、最終合格後に別の学校等に入学・進学する場合は対象外です。(専攻科は、本科とは別の課程として扱います。)

Q3:令和8年4月時点で博士課程(前期2年、後期3年)の前期1年目です。後期3年の課程を修了するまでの4年間を猶予できますか？

A3:猶予は最大2年間としており、博士課程の前期と後期とは別の課程として扱いますので、後期3年の課程を修了するまでの猶予はできず、前期課程(2年)の修了までの猶予となります。

Q4:1年間留学するため、正規の修業年限を超えてしまいます。採用の猶予は可能ですか？

A4:「在学中の学校を正規の修業年限で卒業することを理由」に必要な場合のみ認めることとしており、海外留学、ワーキングホリデー及び民間企業等への就職等により正規の修業年限を超える場合の採用の猶予は、その経験等が採用後の業務に関連するか否かを問わず、行いません。よって、通常どおり採用前年度の試験を受験していただくこととなります。(正規の修業年限の中での活動等については差し支えありません。)

Q5:令和8年4月時点で大学4年生(在学4年目)ですが、採用の猶予は可能ですか。

A5:現在、大学4年生の場合は、採用の猶予は行いませんので、通常どおり、原則、令和9年4月1日採用となります。

Q6:令和8年4月時点で大学1年生(在学1年目)[4年制大学]です。採用の猶予は可能ですか。

A6:現在、大学1年生(在学1年目)の場合は、採用の猶予は行いません。4年制大学の場合、在学2年目又は在学3年目の方が、猶予の対象になります。

Q7:現時点で、大学を留年する可能性があります(または、既に留年している)。正規の修業年限では卒業できませんが、卒業できるまでの間、採用の猶予は可能ですか？

A7:猶予の年数は、在学中の学校の入学日を起算日とした場合に、正規の修学年限で卒業できる年数となります。(4年制大学であれば、在学4年目までで卒業したと仮定した場合の年度まで猶予し、それ以上の猶予は原則として行いません。)

例. 令和6年4月に4年制大学に入学し、1年生から2年生への進級にあたって1年間留年した場合。
⇒正規の修業年限(4年間)であれば令和10年3月に卒業であるため、採用は令和10年4月1日となります。



なお、それ以上の猶予はできませんが、採用後に勤務しながら大学(5年目)に通うことは可能です。履修状況等を勘案し、上記の例であれば、ご自身が令和10年4月1日から勤務可能と判断する場合に、受験してください。令和10年4月1日からの勤務が難しいと判断する場合は、通常どおり、卒業の前年度の試験(上記の例であれば、原則として令和11年4月1日に採用となる令和10年度の試験)の受験も検討してください。

Q8:猶予を希望すると、合格しづらくなりますか。

A8:猶予を希望することで合否に影響することはありません。(希望の有無にかかわらず、試験の成績順により合否を決定します。)

Q9:行政事務を希望していますが、採用の猶予はできますか。

A9:採用の猶予は、行政技術(土木・建築・電気・機械)のみが対象です。

※以下の情報は、福岡市職員募集ホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。

- ・外国籍職員の担当職務について
- ・令和7年度採用試験実施状況
- ・試験成績の開示について

＜お問合せ先＞

福岡市人事委員会事務局 任用課

TEL 092-711-4687（平日 9:00～17:00）

FAX 092-733-5866

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

（市役所議会棟5階）

- ※ 受験申込み手続きに関する問い合わせは、原則として、『マイページ』の「メッセージ」機能を利用してください。問い合わせの方法（メッセージの文例など）を記載していますので、福岡市職員募集ホームページに掲載の「採用試験受験申込みに関する Q&A」を確認してください。
- ※ 受験手続きの締切が迫っているなど、お急ぎの場合は電話で連絡してください。
- ※ 「申請の取下げ」については、『マイページ』から各自で行ってください。（「採用試験受験申込みに関する Q&A」を確認してください。）
- ※ 上記以外の時間は、電話・メール・メッセージ等への対応はできません。
- ※ 災害（地震・風水害・感染症等）等による試験の中止・延期等の緊急連絡については、福岡市職員募集ホームページ及び『マイページ』でお知らせしますので、試験直前には必ず状況をご確認ください。

＜福岡市職員募集ホームページ＞



「採用試験受験申込みに関する Q&A」
はコチラのページから▼

